

令和5年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月1日(水) から15日(水) まで15日間

2 日 程 下表のとおり

| 月 日  | 曜 日 | 会 議 名   | 開議時刻 | 摘 要              |
|------|-----|---------|------|------------------|
| 3月1日 | 水   | 本 会 議   | 13時  | 開会・議案上程・<br>提案説明 |
| 2日   | 木   |         |      | 考査日              |
| 3日   | 金   |         |      | 考査日              |
| 4日   | 土   |         |      | 閉 庁              |
| 5日   | 日   |         |      | 閉 庁              |
| 6日   | 月   | 本 会 議   | 13時  | 一 般 質 問          |
| 7日   | 火   | 本 会 議   | 13時  | 一 般 質 問          |
| 8日   | 水   | 本 会 議   | 13時  | 議 案 質 疑          |
| 9日   | 木   | 民生産業委員会 | 9時   | 付託事件審査           |
| 10日  | 金   | 総務文教委員会 | 9時   | 付託事件審査           |
| 11日  | 土   |         |      | 閉 庁              |
| 12日  | 日   |         |      | 閉 庁              |
| 13日  | 月   | 予算特別委員会 | 9時   | 付託事件審査           |
| 14日  | 火   | 予 備 日   |      |                  |
| 15日  | 水   | 本 会 議   | 13時  | 審査報告・閉会          |

| 令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号） |          |       |          |          |       |          |
|--------------------------|----------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 令和5年3月1日                 |          |       |          |          |       |          |
| 招集場所 鞍手町役場議事堂            |          |       |          |          |       |          |
| 開会開議                     |          |       |          |          | 議長    |          |
| 令和5年3月1日 午後1時00分         |          |       |          |          | 星 正彦  |          |
| 閉会開議                     |          |       |          |          | 議長    |          |
| 令和5年3月1日 午後2時17分         |          |       |          |          | 星 正彦  |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出欠<br>の別 |
|                          | 1        | 添田政勝  | 出欠       | 11       | 西藤典子  | 出欠       |
|                          | 2        | 野口美恵子 | 出欠       | 12       | 的野信之  | 出欠       |
|                          | 3        | 田中二三輝 | 出欠       | 13       | 須山由紀生 | 出欠       |
|                          | 4        | 宇田川亮  | 出欠       |          |       |          |
|                          | 出席 13人   | 5     | 新谷留晴     | 出欠       |       |          |
|                          | 欠席 0人    | 6     | 篠原哲哉     | 出欠       |       |          |
|                          | 欠員 0人    | 7     | 星 正彦     | 出欠       |       |          |
|                          |          | 8     | 有働徳仁     | 出欠       |       |          |
|                          |          | 9     | 栗田美和     | 出欠       |       |          |
|                          | 10       | 許斐英幸  | 出欠       |          |       |          |
| 会議録署名<br>議員              | 3        | 田中二三輝 |          | 4        | 宇田川亮  |          |

|             |  |        |    |              |       |    |
|-------------|--|--------|----|--------------|-------|----|
| 職<br>務<br>席 | 議会事務局<br>局長                            | 武谷 朋視  | 出欠 | 議会事務局<br>局次長 | 広瀬 真一 | 出欠 |
|             | 町長                                     | 岡崎 邦博  | 出欠 | 副町長          | 浅野 彩  | 出欠 |
|             | 教育長                                    | 外園 哲也  | 出欠 | 会計課長         | 田中 靖治 | 出欠 |
|             | 総務課長                                   | 高橋 奈美江 | 出欠 | 建設課長         | 西生 卓矢 | 出欠 |
|             | 福祉人権<br>課長                             | 芝野 英和  | 出欠 | 政策推進<br>課長   | 柴田 隆臣 | 出欠 |
|             | 税務住民<br>課長                             | 石田 克   | 出欠 | 地域振興<br>課長   | 立石 一夫 | 出欠 |
|             | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事務局次長              | 大村 俊夫  | 出欠 | 上下水道<br>課長   | 神谷 徹  | 出欠 |
|             | 保険健康<br>課長                             | 梶栗 恭輔  | 出欠 | 教育課長         | 森永 健一 | 出欠 |
|             | 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 |        |    |              |       |    |
|             |  |        |    |              |       |    |
| 議事日程        | 別紙のとおり                                 |        |    |              |       |    |
| 付議事件        | 別紙のとおり                                 |        |    |              |       |    |
| 会議経過        | 別紙のとおり                                 |        |    |              |       |    |

## 令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月1日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の所信表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例
- 日程第6 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第36 議案第33号 民事調停の申立て

令和5年3月1日（第1日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

ただ今から、令和5年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、監査より提出されております例月現金出納検査報告書並びに、令和4年度後期定期監査結果報告書をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレット端末機に送信しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 田中 二三輝 議員及び4番議員 宇田川 亮 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 町長の所信表明をお受けします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第2回鞍手町議会定例会の開催に当たり、町政の基本方針について、私の所信を申し述べ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、昨年9月の町長選挙におきまして、町民の皆様から多くの温かいご支援をいただき、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いであります。

本来であれば、昨年9月の町長選挙直後の定例会におきまして、町政運営の方針を述べさせていただくところでしたが、すでに令和4年度の政策的予算も編成しており、行政運営を進めていることから、新たな年度を迎えるにあたり、今後の私の町政に対する基本姿

勢と未来に続く持続可能なまちを目指して掲げた三つの公約について、その所信を述べさせていただきます。

まず、はじめに「安全・安心な鞍手町に」です。

この公約には、6つの施策を掲げております。

一つ目は、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

これまでの任期4年のうちの半分以上は、終始、新型コロナウイルス感染症対策に追われた日々でした。同時に想定外の出来事により世の中が大きく変動した4年間でもあったように思います。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に流行の兆しが現れ、瞬く間に世界各国で感染が拡大しました。

我が国においても社会経済の停滞による未曾有の危機に陥り、国は、感染拡大防止のためにまん延防止等重点措置を決定し、さらには、国民の命と健康を守るため、さまざまな施策を打ち出し取り組んできました。

本町においては、令和4年度も引き続き町民の皆様には新型コロナウイルス感染症の影響による感染拡大防止にご協力をいただきました。同時に本町では、新型コロナウイルスワクチン接種を進め、国の感染防止対策や経済対策と連動するとともに、町独自の各種補助事業に取り組んでまいりました。

今後は、感染症法上、2類から5類へ引き下げられる方針が決定されましたが、今後も国の動向等を注視しながら速やかな対応を進めていくこととしております。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種については、地方独立行政法人くらて病院をはじめ、町内5医療機関には多大なご協力をいただいたことに対しまして改めて感謝申し上げます。

二つ目に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

役場庁舎等の移転建替えにつきましては、昨今の社会情勢の影響による資材価格の高騰を主な要因として、昨年8月に実施した入札が不落となりましたが、9月議会に提案いたしました増額補正の追加議案に対しまして議員各位のご理解をいただき、ご承認をいただいた後、11月に実施した再度の入札では、予定価格内で落札され、12月議会を経て建設事業者が決定いたしました。

今後も、緊迫する欧米諸国の情勢による世界経済の変化や新型コロナウイルス感染症の動向などを注視しながら、災害に強いまちづくりの根幹をなす新庁舎建設を進めてまいります。

現在は、起工式を終え、いよいよ本格的な建設が始まり、予定している令和7年1月の開庁を目指して事業を進めてまいります。

三つ目に、「六田川や西川など治水対策の推進」についてです。

西川の改修事業は、県の事業として順調に進んでいくことと思われませんが、六田川の治水対策については、国・県に対して要望を行うとともに本町としても手詰まりとなってい

る現状の打開に向けて努力してまいります。

四つ目に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

鞍手インターチェンジ、北九州市とつながる北九鞍手夢大橋の開通などにより交通インフラが整い、県道直方・鞍手線のバイパス工事が進められております。

また、現在本町交差点と周辺の歩道整備も県事業として事業化され、より利便性の高い町へと整備が進められております。

今後も交通の利便性の向上に向けて、周辺歩道等の整備を県と歩調を合わせながら行ってまいります。

五つ目に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

災害はいつ起こるかわかりません。そのため日頃から備え、自分の身は自分で守るための適切な避難行動をとることが重要になりますが、非日常的な出来事には行動が伴わない場合もあります。

自身がとるべき行動を平時から計画を立て備えることや地域の防災力の向上は大変重要なものと考えます。

今後は、自主防災組織と連携を密にし、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施を進めてまいります。

六つ目に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は時と場所を選ばず、私たちの生活を脅かしています。

平成30年7月豪雨以降、幸いにも本町には大きな災害は発生しておりませんが、災害時の公共施設の役割の重要性も考慮し、避難所の再配置について検討していきたいと考えております。

また、国の国土強靱化計画や福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、引き続き万が一の事態、災害に備え準備を進めてまいります。

また、本町全体の公共施設の利活用の検討を行うため、新たに鞍手町公共施設等利活用検討委員会の設置を予定し、避難所再配置の検討と併せて、安全・安心の視点を念頭に置いた公共施設の利活用の検討を進めてまいります。

次に、「明るく元気な鞍手町に」です。この公約には、10の施策を掲げております。

一つ目に、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

令和3年度より取り組んできました小学校のあり方については、小学校のあり方検討委員会において、令和3年度（令和4年2月25日）に6小学校を1校に統合との報告を受け、その後は、建設地について協議を行っていただきました。

現在は、総合教育会議において、あり方検討委員会の意見を参考に教育委員の皆様と統合する際の小学校の場所や様々な課題などに関し意見交換を行っておりますが、私自身、町長就任以前から子どもたちが楽しく学べる小学校の建設を切望しており、鞍手町の未来

を担う子どもたちに最適な教育環境の整備、充実を図っていきたいと考えております。

二つ目に、「ICTを活用した教育DXの推進」です。

国のGIGAスクール構想を実現するため、本町においても令和2年度に児童・生徒1人に1台のコンピューター端末の配付や通信ネットワークの環境整備を行いました。

今後は、ICTを活用した授業が急速に進んでいくことから、教職員一人ひとりがICT活用指導力とそれを身に着けるための研修等のあり方を含めたソフト面での環境整備を行ってまいりたいと考えております。

三つ目に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。

私は、常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつになっても、また障がいがある方もない方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。

今後も高齢者や障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画後期基本計画に掲げた高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者が共に暮らせる地域づくりを目標に掲げ、高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまちづくりをめざして取組みを進めてまいります。

四つ目に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

少子高齢化の急激な進行や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題が複雑化・多様化しております。

本町においても、自治会への加入率が低下しており、このことは、自治会役員の担い手不足ということだけでなく、地域コミュニティが薄れ、自治会そのものの存続にも直接影響するほど年々深刻化しております。

この自治会役員の担い手不足の要因の一つに広報紙等の配付業務等が考えられます。これらの業務については、すべての世帯へポスティングによる配付を行うことで役員の負担軽減につながればと思います。

また、新たなコミュニティを醸成していくためには、自主防災組織等の機能を活用した地域社会の再生を検討し、活性化に繋げてまいりたいと考えております。

五つ目に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」についてです。

デジタル技術を活用した住民サービスを享受できる自治体を目指すための計画を今年度末には策定する運びです。

この計画では、町民が誰一人取り残されることなく、デジタル技術を活用した住民サービスを享受できるように『誰もが安心・安全・便利に繋がる「スマートタウンくらて」』を基本理念に掲げ、住民の窓口負担を減らします。

さらには地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策を行うため、デジタル活用支援事業としてスマホ教室を開催し、住民サービスの向上を推進してまいります。

六つ目に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・情報発信等の地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るためのものです。

この地域おこし協力隊は、総務省が令和8年度までに1万人に増やすことを目標として掲げており、特別交付税により隊員1人当たり480万円を上限とした財政措置がなされております。

地域の活性化を図るには、地域外からの人材による新たな目線での課題解決や活性化を図る力が必要であり、そのような力がまちの活性化の一助になると考えております。

七つ目に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

本町の中学校は、昔から部活動が盛んであり、多くの部活動が県大会などに出場しております。

また、外部指導者も積極的に活用しており、今後も時代を担う中学生が部活動を楽しく、真剣に取り組めるように部活動の活性化に取り組んでまいります。

また、先程も述べましたが、だれもが健康で長生きできるように多様な世代に合った環境の整備に取り組んでまいります。

八つ目に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

県の事業ではありますが、鞍手インターチェンジのアクセス道路である県道直方鞍手線のバイパス整備事業が令和5年度中に完成予定であり、完成されればインターチェンジから木月方面、鞍手工業団地へのアクセスがスムーズになり、地域経済の活性化が見込まれます。

また、直方市との広域事業として取り組んでいる直方・鞍手工業用地造成事業が着実に進んでおり、データセンターの誘致に向けて、今後も福岡県や直方市とともに取り組んでまいります。

さらに本町は、鞍手インターチェンジの地理的優位性を最大限に活かせることから諸課題を解決しながら、企業誘致に向けて取り組んでまいり所存です。

また、深刻化している農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために、今後も国、県の補助を活用して自動運転のトラクターやコンバインなどを活用したスマート農業の普及や新規就農者を含む農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んでまいります。

九つ目に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

「地域のものは地域で消費する」の考えを念頭に置き、鞍手町の農産物を有効に活用し、鞍手町の農産物は、鞍手町で消費できるように取り組むとともに、新たな商品開発やふるさと納税の返礼品となるよう今後検討してまいります。

最後に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

これまでも、少子高齢化や人口の都市一極集中の影響を受け、本町の人口は減少し続け



てきました。

しかし、鞍手町人口ビジョンや立地適正化計画において、目標人口を定め、その実現に向けて効果的な施策を実施しております。

本町においては、鞍手町定住促進奨励金交付条例に基づき、町内に住宅を取得し居住された人に、奨励金の対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を年間15万円を上限として10年間交付を行っておりますが、この定住奨励金による実績に基づき成果を検証した結果、人口減少の抑制に一定の成果が確認できたことから、本事業の事業期間を5年間延長し、現在、取り組んでいるところです。

今後は、空家問題や立地適正化計画で設定した居住誘導区域に本事業をどのように活かして成果を高めていくかを検討してまいります。

次に「人と地球にやさしい鞍手町に」です。この公約には、7つの施策を掲げております。

一つ目の「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」と二つ目の「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

令和3年3月3日に、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和4年度には、国の補助事業の採択を受けて脱炭素化推進戦略の策定や公共施設への再生可能エネルギー導入のためのポテンシャル調査を実施し、地球温暖化対策実行計画の策定を進めております。

今後も引き続き、ゼロカーボンシティを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと考えております。

まずは、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを導入するとともに、北九州都市圏域の各自治体と連携し、再生可能エネルギー活用の取り組みを進め、脱炭素の取り組みと併せて電力の地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目に、「手話言語条例の制定」についてです。

手話言語条例については、去る12月議会において、可決をいただきました。

今後は、手話に対する理解の促進と総合的かつ計画的に手話に関する施策を進めてまいります。

四つ目に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

移住定住を念頭に置き、子育て世帯における医療費の負担軽減を拡大し、子育て世代の支援・充実を図るため、本町独自の助成対象を18歳到達年度末までとして、実施していきたいと考えております。

五つ目に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担の軽減を図るため、医療用ウィッグや補整具等の購入費に対する補助を目的としたアピアランスケア推進事業を実施したいと考えております。

六つ目に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

地域公共交通については、アンケートを行った際に、もっとも多くの方が要望として挙げている項目です。

今後は、利便性や費用対効果を考えながら取り組む必要があると考えております。

七つ目に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では宮若市、小竹町と共同で月2回、くらしクリーンセンターの資源回収事業を行っております。

家庭で不要になったものを全てゴミとして出すのではなく、資源として再利用する取り組みを行っています。

今後も引き続き資源回収を実施していきますが、ごみの分別を徹底し、再資源化できるものは、ゴミとして排出しないように住民等への周知を行いながら、リサイクル意識を高揚させるための周知・啓発を行い環境負荷の少ない循環型社会をめざしてまいります。

食品ロスの削減については、世界的にも大きな課題として認識されているところです。

本町においては、地元の農産物を学校給食に取り入れ地産地消にも取り組むことで食品ロス等にもつなげていければと考えているところです。

以上、私の公約を述べさせていただきましたが、令和4年12月議会において課室設置条例を可決いただき、令和5年度からは新たな組織機構を整え、近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心なまちとするため、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、鞍手町の良いところは残しながら、流れを止めることなく社会情勢の変化に順応し、活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくりを進め、便利で暮らしやすく、だれもが心豊かで幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町の実現に向けて邁進する所存ですので、どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

#### ○議長(星 正彦 君)

以上で、町長の所信表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

送信資料のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

町長。

○町長(岡崎 邦博 君)

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号は、鞍手町個人情報保護審査会条例であります。

本議案は、鞍手町の個人情報保護制度等の適正な運用を図ることに関し、新たに鞍手町個人情報保護審査会を設置するため鞍手町個人情報保護審査会条例を制定するものです。

次に、日程第6 議案第3号は、鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

以上が、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦 君)

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの7件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、本町全体の公共施設の利活用を検討するため、鞍手町公共施設等利活用検討委員会を、また現在ある公共下水道事業計画に対する検討・審議を行うため、鞍手町公共下水道計画検討委員会を新たに設置するものです。

なお、鞍手町公共施設等利活用検討委員会の設置に伴い、これまで中学校の跡地等の利活用を検討するために設置しておりました鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会は廃止、また、担任する事務が終了したことにより鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会及びくらて病院整備基本構想検討委員会を廃止することに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものです。

次に、日程第8 議案第13号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が引き上げられることに伴い、鞍手町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第14号は、鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、子育て支援の一環として、子育て世帯における医療費の負担軽減の拡大を図るため、本年10月から本町独自の助成対象を18歳到達年度末までとすることに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第15号は、鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、福岡県公費医療費支給制度の改正及び医療費の負担軽減の拡大を図ることに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第16号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行

うものであります。

次に、日程第12 議案第17号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第13 議案第18号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第14 議案第5号から日程第23 議案第20号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第14 議案第5号から日程第23 議案第20号までの10件を一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第5号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第15 議案第6号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第16 議案第7号は、鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例。

議案第17 議案第8号は、鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

日程第18 議案第9号は、鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第19 議案第10号は、公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第20 議案第11号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例。

日程第 2 1 議案第 1 2 号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

日程第 2 2 議案第 1 9 号は、鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 2 3 議案第 2 0 号は、鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

以上 1 0 件の議案であります。

いずれの議案も、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に上げられるに伴い、地方公務員法の一部が改正されたことから、本町も同様の措置を講ずるため、関係条例の一部について所要の改正及び廃止を行うものであります。

以上が日程第 1 4 議案第 5 号から日程第 2 3 議案第 2 0 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第 2 4 議案第 2 1 号から日程第 2 6 議案第 2 3 号までの 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第 2 4 議案第 2 1 号から日程第 2 6 議案第 2 3 号までの 3 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 2 1 号は、令和 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 8 号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では 2 款 総務費において、本年度末に依頼退職の申出があったことから 2 名分の退職手当を追加しております。

同じく、総務費のコミュニティーバス及び民間路線バスの運行において、人件費や燃料費等の高騰により、補助金等の追加を行い、また、基幹システム構築に係る業務委託料で、事業費が確定したことにより、8 1 0 万 9 千円減額しております。

次に、3 款 民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金において、所要の補正を行うほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、3 3 5 万 2 千円減額しております。

また、介護保険広域連合負担金において、負担金の額が確定したことにより、4, 2 3 5 万 7 千円減額しております。

同じく民生費の私立保育費及び認定こども園費、広域保育所費においては、児童数が見込

みを下回ったことにより、委託料等の減額をしております。

また、子供医療対策費、独り親家庭等医療対策費においては、医療給付費の額が確定したことにより、それぞれ医療費の減額をしております。

次に、4款 衛生費では、子宮頸がんワクチン及び新型コロナウイルスワクチン接種において、接種率が見込みを下回ったことにより、それぞれ委託料を減額しております。

次に、6款 農林水産業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業において、補助申請が不採択となったことから、1,790万9千円減額しております。

また、農地集積協力事業費においては、町内2地区の農地集積が認められたことにより、機構集積協力金として263万2千円を追加しております。

次に、8款 土木費では、西原橋補修工事JR委託業務の事業費確定による継続費の令和4年度の年割額変更に伴い、継続費に係る委託料で3,050万円減額しております。

次に、10款 教育費では、幼稚園及び認定こども園において、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金を減額しております。

また、公民館大規模改修事業における設計測量委託料については、庁舎等建設工事の遅延によるスケジュールの見直しにより、649万円減額しております。

一方、歳入では11款 地方交付税において、令和4年度国の補正予算第2号により、令和3年度国税決算及び令和4年度国税収入の補正に伴い、増額された地方交付税法定率分について、令和4年度の普通交付税の再算定が行われたことなどにより、5,522万円を追加しております。

そのほかには、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や、16款 県支出金の所要の補正を行うほか19款 繰入金で、本年度末に依頼退職者の退職手当の財源として、職員退職手当基金からの繰入金を追加しております。

そしてこれらの要因により、財源に余剰が生じたので、歳入側で財政調整基金繰入金を減額するとともに歳出側で財政調整基金積立金を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,845万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億9,813万5千円としております。

次に、日程第25 議案第22号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、歳出では保健事業費の減額、歳入では県特別交付金保険者保険者努力支援金分の減額など、補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ8万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,383万8千円としております。

次に、日程第26 議案第23号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の減額などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ258

万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,302万7千円としております。

以上が日程第24 議案第21号から日程第26 議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第27 議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第27 議案第24号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第24号は、令和5年度鞍手町一般会計予算であります。

初めに、予算編成に係る背景に触れながら、平和5年度鞍手町一般会計予算の提案説明を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過し、徐々にではありますが規制が緩和され、社会経済活動が正常化に向けて動き出しています。

一方でロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過し、世界的な規模でエネルギーの供給不足や原材料の高騰による物価の上昇が起っています。

また、地球温暖化による気候変動により、世界各地で大規模災害が発生するなど、先の見通せない不透明な時代の中で、日本においても同様に国民生活や社会経済活動に少なからず影響を受けています。

こうした中、国の予算編成における基本方針として、まずは感染症法上、2類から5類へ引き下げる方針が決定された新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、足元の物価高騰の克服に万全を期すとともに直面する重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くためエネルギー・環境対策やデジタル社会の実現、子供政策などに重点を置いた予算編成となっております。

これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は114兆3,812億円、前年度に比べ6兆7,848億円、率にして6.3%増で今国会に提案されております。

また、令和5年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進、防災・減災・国土強靱化を初めとする安全安心な暮らしの実現や人への投資など持続可能な地域社会の実現等に必要となる一般財源総額について前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

また、地方交付税の総額は18兆3,611億円で、前年度と比較して3,073億円、



率にして1.7%増となっております。

一方で赤字地方債である臨時財政対策債は、地方税収入の増加が見込まれることから、大幅に抑制され、9,946億円で前年度と比較して7,859億円、率にして44.1%の減となっております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら流れをとめることなく社会情勢の変化に順応し、活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくりを目指した予算編成を行ったところです。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億1,630万9千円であります。

前年度と比較して、14億9,720万3千円、率にして16.4%の増額となっております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心に御説明いたします。

1款 議会費です。

議会費全体では、前年度と比較して155万3千円増額となる9,315万9千円を計上しております。

次に、2款 総務費です。

総務費全体では、前年度と比較して13億218万5千円増額の35億8,555万8千円を計上しております。

主なものは、ふるさと納税推進費で令和3年度から大幅に伸びた、ふるさと納税を推進するため歳入側のふるさと応援寄附金では、前年度と同額の7億円を見込み、それに対応する返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連予算として7億5,872万1千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備等に係る経費として1億6,050万9千円を計上しております。

次に、庁舎等建設費では、役場庁舎等の建設に伴う、関連予算として18億3,898万8千円を計上しております。

次に、新規事業として都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し地域ブランドや地場産品の開発、情報発信等の地域おこし支援や、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るための地域おこし協力隊の関連予算として383万5千円を計上しております。

次に、3款 民生費です。

民生費全体では、前年度と比較して7,883万8千円増額となる28億6,822万5千円を計上しております。

主なものは、障害福祉サービス費で5億6,721万3千円を後期高齢者医療事業費で3億6,874万9千円を介護保険事業費で3億2,192万1千円を計上しております。

次に、新規事業として築50年近くが経過し、老朽化が進んだ隣保館の建て替えを進めるため、設計業務に係る継続費として総額2,684万円の予算措置を講じるとともに、そのうち令和5年度分として基本設計等に係る事業費として歳出予算に979万円を計上しております。

次に、4款 衛生費です。

衛生費全体では、前年度と比較して3,889万5千円減額となる9億4,522万2千円を計上しております。

主なものは、乳幼児や高齢者を初めとして住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で3,996万円を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、令和5年度も引き続き国費で賄われることとされておりますが現時点では詳細が示されておられませんので詳細が分かり次第、計上させていただきたいと考えております。

次に、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産子育てができるよう、令和4年度から取り組んでおります出産・子育て応援給付金給付事業費で823万1千円を計上しております。

次に、新規事業として、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う、心理的負担の軽減を図るため医療用ウィッグや補整具等の購入費に対する補助を目的としたアピアランスケア推進事業費で30万円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費です。

農林水産業費全体では、前年度と比較して205万4千円増額となる1億9,695万3千円を計上しております。

主なものは、多面的機能支払い事業費で3,621万円を用排水路維持補修費で1,380万円を防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、集中豪雨や地震等によるため池災害に備え想定される浸水の深さや範囲を示す、ため池ハザードマップ作成業務に係る関連予算として4,250万円を計上しております。

次に、7款 商工費です。

商工費全体では、前年度と比較して2,001万2千円減額となる4,955万2千円を計上しております。

主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアム付地域振興券の発行に要する関連予算として地域振興券発行支援事業費で1,101万8千円を計上しております。

令和5年度のプレミアム付地域振興券の発行総額は1億円をプレミアム率は20%を予定しております。

なお、県の補助要件に則り発行総額の20%、2千万円分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、福岡県及び直方市と共同で、デジタル社会の基盤となるデータセンター等の受皿と

なる工業用地を整備するため直方鞍手工業用地造成事業負担金として673万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費です。

土木費全体では、前年度と比較して3,328万1千円増額となる8億464万3千円を計上しております。

主なものは、3ヶ年の継続費として実施している西原橋補修工事、JR委託業務の3年目となる橋梁維持管理事業費で1億9,655万円を計上しております。

次に、下水道事業費で一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として、2億6,383万7千円を計上しております。

次に、新規事業として九州自動車道と交差する高速道路跨道3橋の老朽化に伴う、撤去工事において工事を実施する西日本高速道路株式会社に対する高速道路跨道橋撤去委託料として2,200万円を計上しております。

次に、9款 消防費です。

消防費全体では、前年度と比較して3,547万2千円増額となる3億2,265万円を計上しております。

主なものは、常備消防に係る負担金として直鞍広域消防事務組合負担金で2億5,284万円を計上しております。

次に、消防施設管理事業費で防火水槽の新設工事及び消防ポンプ自動車1台分の更新経費を含む関連予算として3,772万9千円を計上しております。

次に、10款 教育費です。

教育費全体では、前年度と比較して9,224万5千円増額となる7億7,458万6千円を計上しております。

主なものは、庁舎等建設事業の関連事業として公民館大規模改修事業費で4,247万2千円を計上するとともに内部改修工事に係る新たな継続費として総額6,752万8千円の予算措置も講じております。

次に、新規事業として、体育総合施設整備事業費で緊急時の避難場所となる町立体育館及び武道館のトイレ改修工事に係る設計測量委託料を含む453万1千円を計上するとともに同施設のアスベスト調査に係る調査業務委託料として108万9千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して1,048万2千円増額となる9億6,314万9千円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和5年度においても依然として厳しい状況にあり地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。

初めに、1款 町税においては、前年度と比較して4,452万円増額となる18億5,

199万4千円を計上しております。

主なものとして法人税の現年課税分975万4千円増額を固定資産税の現年課税分で2,322万4千円増額を町たばこ税の現年課税分で1千万円増額を見込んでおります。

次に、4款 配当割交付金においては、前年度と比較して400万円増額となる9,400万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して3,800万円増額の3億8,000万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して2億1千万円増額となる28億5千万円を計上しております。

次に、15款 国庫支出金では、前年度と比較して3億2,302万1千円増額となる14億6,158万円を計上しております。

次に、16款 県支出金では、前年度と比較して4,681万1千円増額となる6億6,478万4千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と同額の7億2千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して6億8,080万増額となる14億6,620万円を計上しております。

このうち臨時財政対策債は、地方財政計画で示された減少率を参考に見込んだ結果、前年度と比較して5,600万円減額となる4,400万円を計上しております。

そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源4億2,125万6千円を19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し歳入歳出予算を調製しております。

以上が日程第27 議案第24号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

次に、日程第28 議案第25号から日程第35 議案第32号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第 2 8 議案第 2 5 号から日程第 3 5 議案第 3 2 号までの 8 件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 8 議案第 2 5 号は、令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費、歳入では、県支出金を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 2 7 8 万 1 千円としております。

次に、日程第 2 9 議案第 2 6 号は、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合給付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 2 5 8 万 5 千円としております。

次に、日程第 3 0 議案第 2 7 号は、令和 5 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 6 万 6 千円としております。

次に、日程第 3 1 議案第 2 8 号は、令和 5 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 1 1 ヶ所のかんがい用排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 8 5 万 1 千円としております。

次に、日程第 3 2 議案第 2 9 号は、令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 7 0 8 万 9 千円としております。

次に、日程第 3 3 議案第 3 0 号は、令和 5 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや、過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5, 8 4 0 万 3 千円としております。

次に、日程第 3 4 議案第 3 1 号は、令和 5 年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして予算第 3 条 収益的収入及び支出では、水道事業収益 3 億 4, 7 8 1 万円に対し、水道事業費用 3 億 7, 1 7 5 万 7 千円で差引き 2, 3 9 4 万 7 千円の赤字予算を計上しております。

予算第 4 条 収益的収入及び支出では、資本的収入 1, 6 2 6 万 7 千円に対し、資本的支出 1 億 2, 1 3 5 万 7 千円で差引き 1 億 5 0 9 万円の不足となりますが不足額につきましては当年度までの損益勘定留保資金から補填することとしております。

次に、日程第 3 5 議案第 3 2 号は、令和 5 年度鞍手町下水道事業会計予算であります。

本予算は、生活環境の向上及び公共用水の公共用水域の改善に係る事業費を主なものと

して予算第3条 収益的収入及び支出では下水道事業収益4億3,120万8千円に対し、下水道事業費用4億3,256万4千円で差引き135万6千円の赤字予算を計上しております。

予算第4条 資本的収入及び支出では資本的収入5億232万9千円に対し、資本的支出6億7,375万5千円で差引き1億7,142万6千円の不足となりますが不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,891万8千円、過年度分損益勘定留保資金3,601万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,649万2千円から補填することとしております。

以上が日程第28 議案第25号から日程第35 議案第32号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第36 議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第36 議案第33号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第36 議案第33号は、民事調停の申立てであります。

本議案は、長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について、民事調停を申し立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が日程第36 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日、2日から5日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します

散会 午後 2時17分